



Title	買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務について
Author(s)	張, 超
Citation	北大法政ジャーナル, 20, 1-29
Issue Date	2013-12-16
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/54027
Type	bulletin (article)
File Information	No20-1 Chou.pdf



[Instructions for use](#)

買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務について

ちょう ちょう
張 超

目 次

第1章 問題提起	5
第1節 研究目的	5
第2節 研究対象	5
第2章 CISGにおける物品の契約適合性規定との関係	6
第1節 合意解釈－35条(1)と8条(3)	6
(1)契約書の解釈	6
(2)契約関連情報からの解釈	6
第2節 国際的慣習や当事者間の慣行などの合理解釈－9条(1)と9条(2)	6
第3節 契約適合性に関する最低限の要求	6
(1)特定の目的への適合	7
(2)「通常使用されるであろう目的」への適合	7
第4節 小括	7
第3章 買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務に関する学説	7
第1節 学説の整理	7
(1)義務否定説（通説）	7
(2)特定目的説	8
(3)契約解釈説	9
(4)国際慣習整合説	9
第2節 学説の分析	9
(1)各説の相違点	9
(2)契約解釈説に対する疑問	10
(3)国際慣習整合説の問題点	10
(4)通説と特定目的説の問題点	10
第4章 買主側の公法規制が問題となる判例とその分析	11
第1節 国際的慣習を考慮するとされた事例	11

(1)判例1	——オーストリア最高裁判所OGH2003年2月27日判決 (冷凍魚事件) ——9条(2)と35条(2)(a) ……	11
(2)判例2	——オランダ・ハーグ控訴裁判所2003年4月23日判決 (小麦粉事件) ——35条(1) ……	12
第2節	買主側の公法規制を考慮しないとされた事例 ……	12
(1)判例3	——ドイツ連邦最高裁判所BGH 1995年3月8日判決 (ムール貝事件) ——リーディングケース-35条(2)(a) ……	12
(2)判例4	——オランダ・アーネム控訴裁判所1999年4月27日判決 (可動式部屋ユニット事件) ——35条(2)(b) ……	13
(3)判例5	——スペイン・グラナダ控訴裁判所2000年3月2日判決 (冷凍鶏股肉事件) ——35条(2)(a) ……	14
(4)判例6	——オーストリア最高裁判所OGH2000年4月13日判決 (中古機械事件) ——35条(2)(a) ……	15
(5)判例7	——ベルギー・イーペル地方裁判所2002年2月18日判決 (豚肉事件) ——36条(2) ……	16
(6)判例8	——ドイツ連邦最高裁判所BGH 2005年3月2日判決 (冷凍豚肉事件) ——35条(2)(a)と36条(1) ……	16
(7)判例9	——オーストリア最高裁OGH2006年1月25日判決 (冷凍豚レバー事件) ——35条(2)(a) ……	17
(8)判例10	——オランダ・ロッテルダム地方裁判所2008年10月15日判決 (耐火塗料事件) ——35条(2)(a) ……	17
(9)判例11	——ニュージーランド控訴院2011年7月22日判決 (ボルボトラック事件) ——8条(3)と35条(2)(a) ……	18
第3節	買主側の公法規制を考慮すると判断された事例 ……	19
(1)判例12	——ドイツ・エルヴァンゲン地裁1995年8月21日判決 (パブリカ事件) ——8条(3)と35条(1) ……	19
(2)判例13	——フランス・グルノーブル控訴院1995年9月13日判決 (チーズ事件) ——8条(1)と35条(1) ……	19
(3)判例14	——ドイツ・トリアー地方裁判所1995年10月12日判決 (水混入ワイン事件) ——35条(1) ……	20
(4)判例15	——フランス破棄院1996年1月23日判決 (砂糖混入ワイン事件) ——35条(1) ……	20
(5)判例16	——オランダ・スヘルトーヘンボス地方裁判所1998年10月2日判決 (粉ミルク事件) ——35条(1) ……	20
(6)判例17	——米国ロイジアナ連邦地方裁判所1999年5月17日判決 (医療機器事件) ——35条(2)(a) ……	21
(7)判例18	——中国日照市中級人民法院1999年12月17日判決 (冷凍エビ事件) ——35条(1) ……	21
(8)判例19	——西オーストラリア州最高裁2003年1月17日判決 (コンタクトレンズ事件) ——35条(1) ……	22

第4節 判例の分析	23
(1)類型分析	23
(2)共通要素	25
(3)判例のまとめ	25
第5章 要件の再考と結論	25
第6章 今後の課題	26

第1章 問題提起

第1節 研究目的

国際売買において、売主から引き渡された物品が、買主の国また当該物品が使用・転売される国の公法規制（以下では「買主側の公法規制」と略す）——その内容は食品の衛生基準から工業品の規格まで多岐に渡っている——に違反している場合には、物品の市場価値の減少や、最悪の場合には物品の使用・転売が禁じられて市場への流通ができなくなり、買主の契約目的が実現できない結果を招きかねない。とは言え、買主側の公法規制が、国際的に知られているとは限らないから、買主による具体的な公法規制の告知がない限り、売主にとって当該規制を契約締結時に予見することが困難な場合がある。仮に売主が予見できるとしても、買主側の様々な公法規制を調査し、厳格な又は不合理な基準まで満たすために、余分のコストと負担がかかるかもしれない。従って、買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を売主に強いることには不合理な面がある。

広範な拘束力を持っている「国際物品売買契約に関する国連条約」（以下、CISG）ではこの問題は物品の契約適合性の問題として議論されているが、明確な基準と解決策があるとは言えない。先例として、ムール貝の売買契約において、売主国のスイスの規制に違反していないものの、ムール貝が買主国のドイツにおける食品基準値の2倍に該当するカドミウムが検出され、その契約適合性が争われた事件¹（以下、ムール貝事件）がある。その事件においてドイツ連邦最高裁は、物品の適合性を判断するにあたって、原則として買主側の公法規制は考慮しないとしたうえで、①売主国にも同様な規制がある場合、②買主が具体的規制を明示的又は黙示的に売主に告知した場合、③売主が特定の公法規制を知り又は知らないことがあり得ない場合を例外とした。通説と主流的裁判例はこの判決を支持しているが、買主側の公法規制に違反することで物品の契約不適合が認められた裁判例も多数存在する。一体なぜ、売主が買主側の

公法規制に適合した物品の引渡義務を負うのか、また義務を課す際にどのような要件を満たせば良いのか、疑問に思われるところである。本稿の目的は、CISGの関連学説と判例を調査・分析した上で、買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務の要件を整理することである。

第2節 研究対象

本論に入る前に、本研究の対象となる公法規制の意味を明らかにしたい。まず、売買目的物の使用と市場流通に影響を与え得る買主側の公法規制とは、技術基準、経済社会の成熟度から、文化伝統や宗教衝突²にいたるまで多岐に渡る要素が相俟って形成されたものである。その中には、売買目的物の品質を規制している消費者法、環境法も含まれるし、売買目的物の権利移転に影響しうる知的財産法や輸出入管理法令なども含まれるのである。権利移転を規制する買主側の公法規制に違反して売買目的物に権利の瑕疵が生じた場合については、CISGに具体的な規定が設けられているため、条文の解釈に従って問題の解決が図られると思われる。具体的には、第三者の権利又は請求の対象となっていない物品の引渡しを売主に義務付ける41条、使用・転売国や買主国の知的財産権（例、工業所有権）に基づく第三者の権利又は請求の対象となっていない売買目的物の引渡しを売主に義務付ける42条、通関手続きの不備で売買目的物の輸出入が禁止されることをそれぞれ売主の引渡義務の違反と買主の受領義務の違反として扱う30条と53条がある。本稿では、売買目的物の権利の移転を規制する公法規制を除き、売買目的物の品質を規制する買主側の公法規制について検討していく。

そして、CISG36条に基づき、危険移転後に生じた契約不適合については原則として買主が責任を負うべきである。従って、危険移転後に生じた物品の破損や滅失によって買主側の公法規制に違反しても売主は原則として責任を負わないと言わざるを得ない。また、当事者の予見可能性や商業的安定性の観点から、危険移転後に公布、又は改正

された買主側の公法規制に違反し、物品の輸入が禁じられる場合には、買主が責任を負うべきであると一般的に考えられる⁴。しかし、重大な品質問題があるときに、遡及的に物品の契約不適合を認めた稀な裁判例も存在する。それらについて判例の部分（第4章）で詳述することにする。以下では、主に危険移転前に売主は買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を負うか否かについて検討していく。

第2章 CISGにおける物品の契約適合性規定との関係

売主から引き渡された物品が契約書に記載する条件に合致している場合であっても、公法上の規制に違反しているというときには、伝統的な民法の観点からは、買主の救済として売主の瑕疵担保責任や債務不履行責任を追及したり、原始的不能や性状の錯誤と公序良俗違反（国内強行法規の違反）を根拠に契約の無効を主張することが考えられる。しかし、CISGは契約の有効性や契約の効力に影響を与え得る錯誤などを一切規律しておらず⁵（4条(a)）、原始的不能や性状の錯誤の問題を契約の「有効性」の問題としてではなく、不履行の一場面として処理していることから、この点に関しては国際私法の準則に従って適用される準拠法を適用する余地はない⁶。また、CISGにおいて売主の債務不履行責任と瑕疵担保責任は一元化され、目的物の契約適合性の問題として扱われている⁷。

買主側の公法規制への適合性についてCISGに明文の規定はないが、契約に適合した物品の引渡しという売主の義務に関して一括的な規定がある。従って、本稿の課題を解決するために、上述した売主の義務の中に、買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務が含まれるか否かを明確にする必要がある。CISGにおいては、売買目的物の契約適合性を判断する際に三つの基準が提供されている。以下では、本稿の問題に最も関わり易い規定を優先度の高いものから概観してみよう。

第1節 合意解釈—35条(1)と8条(3)

(1) 契約書の解釈

当事者間に売買目的物の品質について明示的又は黙示的な合意がある場合に、売主が合意した条件に従って、物品を引き渡さなければならない。具体的に見ると、CISG35条(1)により、売主は買主に引き渡す物品について、それが契約に定められた数量・品質・種類及び収納・包装方法に適合したものであることについて義務を負う。これはCISGにおける私的自治の尊重、又は契約主義の体現として評価されている。

(2) 契約関連情報からの解釈

合意された契約の解釈は、明記された契約条項（35条(1)）のほかに、当事者間の交渉過程や慣行・慣習など全ての契約関連状況（8条(3)）にも鑑みながら、行うべきである⁸。従って、一方の当事者がある工業規格に契約交渉の中で言及した場合、その規格に適合した物品の引渡しが無言のうちに合意されたとも判断される。

第2節 国際的慣習や当事者間の慣行などの合理解釈—9条(1)と9条(2)

35条(1)に従って、物品の契約適合性を判断する際に、合意した慣習及び当事者間で確立した慣行（9条(1)）だけではなく、当事者が知りまたは知るべきであり、且つ特定の分野において広く認められる国際的慣習（9条(2)）も黙示的に適用されることになる。このような国際的慣習は、品質に関する最低限度の基準として見なされなければならない⁹。従って、当事者間に売買目的物の品質についての合意がない場合には、食品安全の国際基準や工業品の国際規格などが物品の契約適合性を判断する際に、考慮要素の一つとなりうる。

第3節 契約適合性に関する最低限の要求

売買目的物の品質について当事者間に明示的、又は黙示的な合意の有無が判明せず、慣習や当事者間の慣行もない場合、どのように契約の内容を解釈するか、CISGには最低限度の条件が定められ

ている。

(1) 特定の目的への適合

35条(2)(b)に拠れば、買主が売買目的物に関する特定の使用目的を契約締結時に、明示的または黙示的に売主に示し、且つ売主の判断と技能に依存することが合理的であった場合に、売主は当該使用目的に適合した物品を引き渡す義務がある。従って、買主が売買目的物を特定の国で使用・転売することを売主に告知し、且つ売主の技能と判断に合理的に依存できる場合に、35条(2)(b)に従って、売主は特定の国で販売可能な物品を提供する義務を負うのである¹⁰。

(2) 「通常使用されるであろう目的」への適合

CISG35条(2)(a)における通常目的はまず「売買・転売可能性 (salability or resalability)」(例えば生産基準への適合など)、そして「業界人の客観的観念」を基準に判断される¹¹。これに関して、当事者の意思によって目的物の品質を定めることができない場合、例えば、当事者は目的物の種類のみを指定した場合には、内国法においては中等品質 (average quality) や商業利用可能性 (merchantability) という概念を持って目的物の品質基準を定めることが多い。この点、当該内国法概念の不適切 (例えば、目的物が中等の標準に満たなくても、転売という契約目的に適する場合がある) を避けるために、「合理的品質」 (reasonable quality) という客観的概念を持って説明した仲裁判決がある¹²。更に「合理的」であるかどうかは、契約の代金と売主の地位などを総合的に考慮して決定すべきであると主張されている¹³。

しかし、取引当事者双方の文化・伝統、経済水準と公法規制は異なるから、売主と買主とで通常目的の解釈も違ってくる。特に公法規制の違いが目的物の使用と流通に影響を与え得るので、「通常使用されるであろう目的」に言う「通常」を、売主所在地の基準に拠るべきか、それとも買主側の基準に拠るべきかについて議論がある。売主が買主側の基準を予見することは通常は難しいか

ら、売主所在地における通常目的を基準とする見解が多数説である¹⁴。これに対して、使用される予定の地域と国の基準に沿って通常目的を満たしたか否かを判断すべきであると有力に反駁する学説もある¹⁵。最終的に契約の解釈によって決着を図るべきであるが、ある商品の通常用途について国際慣行がある場合、又はEUメンバーのような売主国と買主国の両方で同様に通用される基準がある場合には、それに従わなければならないとシュベンツァーが指摘している¹⁶。もし売主国と買主国の基準に不一致がある場合には、売主国の慣行も買主国の慣行も国際的なものであるとは言えないから、通常目的の違反の問題ではなくて特定の目的の違反の問題¹⁷として考えなければならないとも主張されている。

第4節 小括

以上のような順序で、売買目的物の品質を決めていくのはCISGの仕組みである。

第3章 買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務に関する学説

第1節 学説の整理

以上のCISGの契約適合性に関する規定を概観すると、契約を解釈する際、買主側の公法規制を考慮することがあり得ることが分かる。例として、当事者が買主側の公法規制を適用することを契約において合意した場合や、買主が契約締結時に具体的規制を売主に明示的又は黙示的に告知し、且つ売主の判断と技能に合理的に依存した場合、また買主側の公法規制が当該特定の取引分野において広く認知され、国際的慣習に当たる場合などが考えられる。このような契約解釈のアプローチを踏まえ、以下では、売主には買主側の公法規制に適合した物品を引き渡す義務があるかどうか、という問題を直接に扱う学説を見てみよう。

(1) 義務否定説 (通説)

買主国の公法規制に適合した物品を引き渡す売

主の義務を原則として否定する説は、CISGに関する多数の学者に支持されているし、多くの国の裁判所にも目的物の契約適合性を判断する際、確立された基準として引用されている。その内容は、当事者間に合意がない場合に、原則として売主は買主側の公法規制に適合した物品を引き渡す義務がないというものであり、売主が買主国又は売買目的物の使用・転売予定国を契約締結時に知っていたとしても、その国の公法規制に適合した物品を引き渡す義務を負わない。

その例外とされる状況は大きく三つに分類される。それは①売主国が買主側の公法規制と同じような規制を持っている場合、②契約締結時に買主が具体的に特定の公法規制を売主に明示的又は黙示的に告知し、且つ合理的に売主の技能と判断に依存した場合（35条(2)(b)）、また③売主がその規制を知り、又は知らないことがありえない場合である。③に該当する具体例として、売主が買主国に営業所を置く場合、売主と買主間に長期の取引関係がある場合、売主が恒常的に買主国に物品を輸出している場合などがある¹⁸。

通説の根拠として、買主側の特定の公法規制を満たした物品の引渡しを売主に期待することが不合理であることが挙げられる。つまり、契約締結時に買主が、買主国又は売買目的物の最終使用・転売国を売主に告知したことを理由に、その国において売買目的物の商業利用に影響を与え得るすべての公法規制を売主が調査し、且つ適用することを期待するのは、売主にとって過酷である。買主こそ特定の公法規制を契約締結時に売主に告知し、又は契約に組み入れるべきであるというのである。

(2) 特定目的説

シュレヒトリームの見解によると¹⁹、技術水準、文化伝統、宗教信念などに由来する公法規制は、確かに売買目的物の使用に影響を与え得る。しかし、すべての政府規制が必ずしも品質の欠陥に結びつくわけではないし、異なる国には異なる公法が存在するから、売主の営業所所在地又は買主の

営業所所在地の公法規制に従うべきかを定める必要がある²⁰。そして、輸出入取引における公法規制の遵守に関するリスク分担を当事者が定めている場合には、その合意に従って問題が解決される。シュレヒトリームは、このリスク分担は契約締結時に当事者によって定められることが多いという。

これに対して、当事者間に合意がない場合は、原則として、売主に買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務がないと主張されている。例外的に、買主が契約締結時において売買目的物の最終的使用・転売国を売主に明示的又は黙示的に告知した場合、又は、買主が売主に当該国を告知していないが、売主国が買主側と同じような公法規制を持つ場合に、売主は当該義務を負うとされる。この説の根拠の一つは35条(2)(b)である。買主は物品の使用・転売国を黙示的又は明示的に売主に告知したのであれば、その国の公法規制に適合した物品の引渡しも期待していたと推定できる。従って、買主が売買目的物の使用・転売国を売主に対して告知することによって、その国での使用・転売が契約の特定目的と成りうる。売主は、35条(2)(b)のただし書きに基づき、買主が売主の技能と判断に依存せず、又は依存することが不合理な場合だけ免責される。シュレヒトリーム説をとった場合には、中小企業の売主は大きな負担を負うこととなるが、その対応策としては、自分が提供できる物品の品質条件を契約書に書き込むことがまず考えられる。さらに、35条(2)(b)のただし書に基づく免責も方法の一つである。なぜなら、買主側の特定の公法規制への適合を、売主に期待することは合理的ではない場合があるからである。

この説のもう一つの根拠は42条(1)に求められる。当該条文によると、買主の営業所が所在する国や、売買目的物が転売、又は他の方法によって使用される国を当事者が契約締結時に想定していた場合に、売主は当該国の法に従って、工業所有権その他の知的財産権に基づく第三者の権利又は請求の対象となっていない物品を引き渡す義務が

ある。その趣旨は、物品の使用という買主の正当な利益を念頭に置き、知的財産権に基づく請求や訴訟から買主を保護しようとすることである²¹。同じように、売買目的物が買主側の公法規制に違反する場合には、当該目的物の使用・転売ができなくなり、買主の契約目的が達成できなくなる。仮に当事者間において、契約締結時に、売買目的物の最終使用・転売国が想定されていたのであれば、買主の売買目的物の使用という正当な利益を保護する必要がでてくる。従って、こうした場合には、売買目的物の使用可能性や転売可能性に注目し、売主は買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を負うというのである。

(3) 契約解釈説

以上の学説を批判しながら、ホノルドとフレヒトナーは契約の解釈という観点から問題を解決しようとしている²²。この説の出発点は、35条(2)が当事者の合意を補助的に解釈していることから、売買目的物の通常の使用目的、又はその契約適合性に関する理解について当事者間に食い違いがあれば、8条にいう相手方と同種の合理的な人物の理解、補助的に9条に言う、慣習や当事者間で確立された慣行などを通じて契約の解釈を行うべきことである。その結果、35条(2)が買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を売主に課しているかという問題に対し、事案における契約の解釈次第によって、結論が違ってくるのである。具体的には、契約解釈説によると、ドイツ連邦最高裁に確立されたムール貝事件の基準も、シュレヒトリームの35条(2)(b)によるアプローチも、当事者の合意に対する適当な解釈から離れて、問題の解決を公式化しようとするところに共通の限界がある。そして、通説・判例上確立された、売主が買主側の公法規制に適合した物品を引き渡す義務がないという原則から出発するより、8条(3)の「関連するすべての状況」の評価を通じて契約上の義務を解釈したほうが適当であるとする。また、35条(2)(b)によるアプローチは、当事者が当該条文の適用を排除する場合に、直ちに売主が買主側の公法

規制に適合した物品の引渡義務がないと判断される余地が生じるが、はたしてこうした帰結が妥当なのかが問題になる。従って、ホノルドとフレヒトナーは、35条(2)を一つ的手段としつつも、あくまで柔軟な契約の解釈を通じてこの問題を処理すべきであるという。

(4) 国際慣習整合説

以上のほかに、各説の議論と根拠をまとめて、買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務の要件を整理した学説がある²³。その出発点は、物品の契約適合性の判断に際して転売可能性の基準だけに依拠するのではなく、国際的慣習との整合性をも考慮することである。その基本的な内容は、買主側の公法規制を適用する合意がなければ、売主が原則として国際的慣習に整合しない買主国の公法規制を考慮する義務を負わないことである。例外として、35条及び8条に基づいて契約解釈による判断がなされる場合がある。その代表例として、EU構成国のように、地域協定国間の強行的規制が売主・買主の両国に適用される場合が挙げられる。国際慣習整合説の特徴は買主側の公法規制の適用に当たって、まずその公法規制の内容につき国際的慣習との整合性を判別する点にある。

第2節 学説の分析

(1) 各説の相違点

売主に買主側の公法規制を遵守する義務があるか否かという問題をめぐり、それぞれの学説の相違点を以下のように整理することができる。

通説は、原則として上記の義務を否定するが、他の学説との違いとして、次の2点が挙げられる。①売主が買主「国」又は売買目的物の最終使用・転売「国」を知っていたとしても、原則どおり、上記の義務を否定する。②売主が買主側の「規制」を知っていた場合（ムール貝事件の三つの例外に当たる場合）に、例外として上記の義務を肯定する。

特定目的説も、原則として上記の義務を否定する点で通説と同じであるが、通説と異なるのは、

上記①の点であり、売主が、買主「国」又は売買目的物の最終使用・転売「国」を知っていれば、例外として売主の義務を肯定することである。

以上に対して、契約解釈説は、契約解釈で決めるべきであるとしながら、その際の基準として、8条、9条を用いることを論じており、契約解釈の基準を明確にしている点では意義があると思われる。

(2) 契約解釈説に対する疑問

確かにホノルドが批判したように、義務否定説（通説）も、特定目的説も、幾つかの例外を設けている。売主に原則として義務がある、又は義務がないという言い方は硬直的にすぎると言わざるを得ない。しかし、通説と特定目的説からは、次のような疑問が寄せられるに違いないと思われる。通説も特定目的説も、契約を解釈することによって売主の義務の存否が明らかになる場合には、契約解釈によってこの問題が処理されることを否定しないはずである。通説と特定目的説のどちらも、売主の義務の存否について、契約解釈によって当事者間の合意が明らかにならない場合の処理を検討しているのであり、契約解釈説は、通説・特定目的説に対する批判としては、的外れのように思われる。

(3) 国際慣習整合説の問題点

国際慣習整合説は、結論として、①国際的慣習に従わないと35条(2)(a)の通常使用目的を満たさないため、国際的慣習があれば、売主にはそれに従う義務があり、②国際的慣習がない場合には、買主側の公法規制を遵守する義務はないと主張している。しかし、上記①で述べていることは、国際的慣習の拘束力の話であり、買主側の公法規制を遵守するか否かとは無関係であるように思われる。仮にそうではないとしても、国際慣習整合説の主張は、結局、売主に義務がないことを出発点としながら、例外的に義務がある場合を一つ付け加えただけであると言えよう。つまり、通説が挙げる三つの例外事由を否定しているのではな

く、買主側の公法規制が国際的慣習に合致する場合に、売主はそれに適合した物品の引渡義務を負うというもう一つの例外事由を加えただけであるとも考えられる。

(4) 通説と特定目的説の問題点

国際取引においてイデオロギーや、文化や経済の相違のために多岐に渡る買主側の公法規制が売買目的物の使用と流通に影響を与えている。このような買主側の公法規制を一々調査し、適用することを一般的に売主に義務付けることが、不当な結果になりかねない場合も確かに多数存在する。買主が特定の公法規制に適合した物品を望む場合に、その具体的規制を35条(1)又は(2)に従って契約に組み入れるべきであると言えよう。この限りでは、通説の議論に、特に不当な点がないと思われる。しかし、上述した理由を根拠に一概に売主に買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務がなく、しかも売主が売買目的物の最終使用・転売国を告知された場合にも義務を負わないと言えるかは疑問に思われる。

一方、特定目的説に拠れば、契約締結時まで買主が売買目的物の使用国、又は転売国を売主に告知したことで、直ちに特定の契約目的があると判定することが妥当なのかが疑問である。そのほか、特定目的説の下で買主側の公法規制に適合する物品の引渡しを売主に義務付ける根拠として、CISG42条が挙げられたが、工業所有権と知的財産権の場合に売主の義務を肯定する根拠が特異なものであることも無視できないと考えられる。第三者の知的財産権が目的地に登録された場合には、売主が知るべきであると判断されるから²⁴、少なくとも登録された権利の情報について売主には調査する義務があると推定される。その根拠はまず通常では、売買目的物の独立した組立部分の技術構造は売主にしか分からないので、売主が工業所有権と知的財産権に対する可能な侵害を予測することができるというものである。そして、知的財産権は地域的制限の強い権利であり、売主の調査義務が否定されれば第三者の知的財産権の範

囲を無意味に縮減させることになるということも指摘できる²⁵。従って、引き渡された物品が買主国又は使用・転売国で第三者の知的財産権を侵害する場合に、売主に義務を負わせる根拠は明らかに特異なものであり、これを一段化して論じるのは不相当と思われる。

第4章 買主側の公法規制が問題となる判例とその分析

当事者間に、契約締結前に売買目的物の品質につき、買主側の公法規制に合致するような明示的な合意がある場合、例えば、「ドイツにおいて人間の食用に適合するパプリカ」、「アメリカFDAの規制に適合する冷凍エビ」などのような品質条件を、契約締結時までには売主から明確に保証された場合、売主に買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務があると認められやすい。しかし、売買目的物の品質につき当事者間に明示的な合意がない場合に、目的物が買主側の公法規制に違反することを根拠に、買主が売買目的物の契約不適合を主張し、売主の契約責任を追及できるかは問題になる。

ペース大学のCISGデータベースを通じて35条に関連する判例を全て調査し、更に品質の問題で買主側の公法規制に違反することを条件として対象を絞った結果、19件の判例・仲裁判断を抽出した。以下ではそれらの事例を取り上げ、裁判所と仲裁廷の対応を概観する。説明の都合上、以下は【事案の概要】【判旨の要点】【コメント】の順で説明していく。

第1節 国際的慣習を考慮するとされた事例

以下の事例においては、特定の分野において国際的な協定や国際的慣習がある場合に、売主は、買主側や売主側の公法規制とは関係なく、国際的慣習を売買目的物の品質に関する最低限度の基準として遵守しなければならないとされた。

(1) 判例1——オーストリア最高裁判所OGH2003年2月27日判決（冷凍魚事件）²⁶——9条(2)と35条(2)(a)

【事案の概要】オーストリアの買主が、オランダの売主からサンプルを購入し、検査した後に、ラトビアの顧客へ転売する目的で1997年8月に198トンの冷凍鰈を注文した。それらの魚はEUガイドラインに合致していたことからFDA健康証明が発行され、サンプル検査においても問題が発見されなかった。しかし、リガで検査を受けた結果、初回に受領した魚が前年度に捕られてから6ヶ月以上経ったものであり、ラトビアの法律に基づけば人間の食用に適合しないため、その輸入が禁じられた。結局、冷凍魚は買主に返送された。買主が代金の支払と残った魚の受領を拒絶したため、売主は代金の支払を求めて提訴した。一審においては、広範的に知られ、且つ常に魚商人が遵守する国際的慣習の存在を売主が知っていたと推定され、相反する契約合意がない限り、最近の収穫、少なくとも同年度の冷凍魚が必要であるとされ、サンプルも前年度の魚であることを買主に告知しなかったため、売主は35条(2)(c)に依拠できないと判示され、売主の代金支払請求が棄却された。控訴裁判所は、売主が魚の収穫年度を契約締結時に認識していたと推定するには、専門家の見解に基づいて、前年度の鰈に相応する仕入代金が払われたことを表明する必要があるとし、貿易慣習の存在に関する立証も専門家の証明なしでは充分ではないとして一審の判決を覆し、売主の請求を認めた。

【判旨の要点】OGHは、控訴裁判所が十分な調査なしに慣習の存在を否定したと判断し、更なる事実の証拠が必要であるとして、審理を差し戻した。

また、35条(2)に基づいて通常の使用目的に適合するかどうかを判断する際には、売主国の基準に従って判断すべきであるが、国際的な慣習や慣行がある場合に、それを最低限度の基準として当事者が遵守しなければならないとも判示された。

【コメント】通常の使用目的の判断についてOGH

は、物品の特性、又は生産基準について国際的な慣習がある場合に、それらの慣習が最低限度の品質要求として当事者が遵守しなければならないことを明言した²⁷。国際的慣習が存在するとすれば、それに適しない物品は9条(2)と35条(2)に基づいて契約に適合していないと推定されるが、当事者が契約交渉や代金決定の過程において国際的慣習と異なる品質の物品を合意したと判明した場合には、国際的慣習に反しても契約不適合がないと言わざるを得ない点に注意すべきであろう。

(2) 判例2——オランダ・ハーグ控訴裁判所
2003年4月23日判決（小麦粉事件）²⁸——
35条(1)

【事案の概要】モザンビークの買主が、1996年8月にベルギーの商社を通じてオランダの売主から小麦粉を購入した。ところが、引き渡された小麦粉は、製パン性を向上させる物質の中に臭素酸カリウムが含まれるため、コーデックス規格に違反したとしてモザンビークの政府に押収された。また、臭素酸カリウムは、オランダFDAやEUの基準でも禁じられている。買主が1999年1月に売主の契約不適合による重大な契約違反を根拠に契約の解除を宣告した後、ハーグの地方裁判所に契約解除の確認を請求したが、裁判所は、小麦粉が合意した条件に適合していることと、臭素酸カリウムを含む添加物がモザンビークの法律では禁じられないことを根拠にその請求を棄却した。買主が上訴した。

【判旨の要点】控訴裁判所は、売主が契約交渉中に小麦粉の「優良な品質」と「高水準のパン改良剤」を買主に明示的に保証したことから、当事者が国際基準に適合する小麦粉を合意したと認めた。なぜなら、売主が国際基準を適用する意図がないなら、CISG7条の信義則に基づいてEU基準とコーデックス規格に従わないことを買主に告知し、買主の期待を覆す義務があるからである。そして、売主がベーキング効果の向上と熱帯国での保存期間の延長のために小麦粉に入れた臭素酸カリウムには遺伝毒性と発癌性があることからオラ

ンダFDA、EU基準とコーデックスによってすべて禁じられている。従って、小麦粉の契約不適合、及び売主の重大な契約違反を承認した。

【コメント】引渡し時に買主国の公法規制で禁じられない物品であっても、当事者が一般的な国際基準の適用を合意したと認められる場合に、その基準に違反した物品が契約不適合であるとされた。本件で特徴的なのは当事者の交渉過程のやり取りを通じて、国際基準の適用を当事者の合意として解釈するところである。

第2節 買主側の公法規制を考慮しないとされた事例

国際的慣習が存在しない場合には、更に2種類の事例に分けられる。以下では、まず買主側の公法規制を考慮しないとされた事例から説明する。

(1) 判例3——ドイツ連邦最高裁判所BGH 1995
年3月8日判決（ムール貝事件）²⁹——リーディングケース—35条(2)(a)

【事案の概要】1992年1月に、ドイツの買主が、スイスの売主との間で、1992年1月にニュージーランド産ムール貝を購入する契約を締結した。ムール貝は引き渡された後、ドイツ連邦獣医局の検査において「過量のカドミウム」が含まれ、「無害ではない」という結果を出されたため、買主はその返品を売主に求めたが拒絶された。その後のドイツ連邦獣医局によるサンプル検査で連邦保健局が定めたZEBS基準の2倍のカドミウムが検出された。この量のカドミウムはスイスでは規制されていないが、ドイツでは基準値の倍以上であるため許容できないとされた。売主はムール貝のカドミウム含有量が許容の上限値を超えていないから人間の食用に適していること、予備的にムール貝の契約不適合に関する通知が遅れたことを根拠に代金支払請求訴訟を提起した。これに対し、買主はムール貝がドイツの食品規制に違反しているから、その契約不適合であること、及び重大な契約違反による契約の解除を主張した。地裁は売主の請求を認容し、控訴審も買主の控訴を棄却したが、買主が更に上告した事案である。

【判旨の要点】BGHはまず、魚のカドミウム基準は行政上のガイドラインであり、法的拘束力を持っていないことを確認した上で、本件の売買契約にZEBSの基準を適用する黙示的合意すらないことを判断した。そして、売主が、ニュージーランド産のムール貝が通常に高いカドミウム含有量を有し、ムール貝の契約適合性を売主が証明すべきであるという買主の主張を棄却し、買主からの契約不適合に関する検査・通知が遅れたため、買主が契約不適合の立証責任を負うとした。また、ムール貝の契約適合性の判断に際して、控訴審では、当該ムール貝がZEBSの基準値の2倍を超えたとしてもドイツの食品及び消費商品法LMBGに基づき食用に適し、且つ販売・再販が可能であるとされたが、連邦最高裁は、ドイツ連邦の公法規制は無関係で、当該ムール貝はCISG35条(2)(a)に従って契約不適合がないと判断した。その根拠は、文献による絶対的多数意見に従って売主が原則として買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を負わないということである。売主が物品の引渡地や最終目的地を合意したとしても、同じである。その理由は、売主は輸入国の決定的な公法規制と行政業務を簡単には知り得ないから、売主の知識に依存するのが合理的ではないということである。買主側の特定の公法規制は、売主国にも同じような公法規制が存在する場合、買主が35条(2)(b)に従ってその規制を売主に告知し、且つ売主の技能と判断に合理的に依存した場合、また特別な事情により売主がその規制を知り又は知らないことがあり得ない場合に限って考慮されるべきである。

【コメント】この判決は通説に合致し、精巧な判断システムを提供しているから、国際的に確立した法理として、ドイツだけではなく、他の国の裁判所と仲裁廷にも強い影響を与えている。シュレヒトリームはこの判決の重要性と結果の正当性を認めつつも、その法的根拠について以下の異議を述べた。当事者が契約締結当初に輸出国と輸入国の公法規制を考慮したりリスク分担の合意をしていればそれに従えば処理できるが、合意がない場合

には35条(2)(b)に従って判断すべきであるというのである。買主が売買目的物をどの国へ輸出又は使用されるかを売主に知らせた場合に、買主はその国で販売可能な物品の引渡しを期待することもできる。そして、買主が売主に依存したことが合理的ではない(例えば売主が中小企業である)場合には、売主は35条(2)(b)ただし書きが定める例外によって救済できる³⁰。

シュレヒトリームと違い、35条(2)(a)の通常目的の判断基準を商業利用可能性として解釈し、本件のムール貝が通常目的に適しないと主張する学説³¹もある。この見解は次のように主張する。確かにムール貝がカドミウムに汚染されても人間の食用に適するかもしれない。しかし、本件買主の契約目的は、ムール貝を食べることではなく、転売することである。35条(2)(a)が要求するのは契約合意がない場合に買主が期待できる物品の品質であり、商業利用可能性も含むのである。従って、買主がひどく汚染されていないムール貝を期待するのも当然である。従って、売主に引き渡されたムール貝が買主の契約目的を挫折させており、契約不適合があるというべきだというのである。

一方、ホノルドはこの判決に対し、買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務がないという原則から出発するのではなくて、また35条(2)(b)の特定の目的にも拘らず、買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務の問題を契約の解釈(8条(2)と8条(3))によって決めるべきであると評釈した³²。フレヒトナーも、BGHの判決で確立したルールを、他の裁判所や仲裁廷が同種の問題を判断する際に考慮すべき要素として提示することに留まるべきであり、これが条約の趣旨にも合致していると述べた³³。

(2) 判例4——オランダ・アーネム控訴裁判所
1999年4月27日判決(可動式部屋ユニット
事件)³⁴——35条(2)(b)

【事案の概要】1970年代から、ドイツの買主が、オランダの売主との間で、注文ごとに可動式部屋のユニットを購入し、独占的にドイツ語圏で販

売、賃貸する契約を結んでいた。買主は顧客の火災の報告を受け、1996年の春にユニットを調査した結果、そのユニットがドイツのDIN/F-30/NE N工業基準に適合していないことを発見した。従って、買主は幾つかの請求書の支払いを拒絶し、ユニットの構造上の欠陥を理由とする売主の契約違反又は詐欺と、売主の独占的販売契約の違反を主張し、損害賠償、付随的に契約の解除を請求して、1997年にアルメロ地方裁判所に訴訟を提起した。一審で買主が敗訴したが、一審と同じように損害賠償と契約の解除を求めて控訴したのが本件である。

【判旨の要点】アーネム控訴裁判所は当事者が1992年1月以後に締結された契約についてCISGの適用（CISGはオランダで1992年から発効）を認め、ユニットが契約に適合していることを根拠に買主の請求を棄却した。判旨において、「幾つか特定の注文のほかに、当事者間に一般的にDIN/F-30/NE N工業基準を適用する明示的合意はなかった」ことと、「買主もモバイル・ユニットの生産者つまりプロである」ことを理由に、仮に売主がユニットの販売予定国がドイツであることを知り、且つ買主からドイツにおける関連する基準の公布を注意されたとしても、ドイツの各州にはそれぞれ異なる建築基準があるので、売主にそれらの工業基準を調査する義務を負わせるのは不当であり、買主がドイツにおいて、可動式ユニットにつき、どの政府基準を遵守すべきかを売主に告知する義務を負うのであるとされた。

また、CISG 38条と39条に基づき、専門家である買主は、少なくとも壁と屋根に関する苦情が多数寄せられた1990年から、ユニットがドイツの工業基準に適合するかどうかを調査すべきだったのであり、本件の検査が6年後に行われ、実行可能な限り短い期間内の検査に当たらないとして、買主の検査・通知義務の違反も認めた。従って、買主がユニットの契約不適合を主張する権利を失ったとも判示された。

【コメント】当事者間に長期的取引関係がある場合、売主には、売主が熟知した買主側の公法規制

に適合した物品を引き渡す義務があると推定することができるが、長年の取引関係が存在しても、買主が公法規制に違反した物品を異議なく受領してきた場合には、例外的に、売主の免責が認められるのである。本件の事案はこの例外的状況に当てはまると評価されている³⁵。また、裁判所は売主に具体的な公法規制への適合義務を負わせるには、買主国に厳格な工業基準が適用されていることを、買主から告知するだけでは不十分であると判じた点も注目に値すると思われる。

(3) 判例5——スペイン・グラナダ控訴裁判所
2000年3月2日判決（冷凍鶏股肉事件）³⁶——
—35条(2)(a)

【事案の概要】アメリカの買主がバエリヤに使う冷凍鶏股肉をウクライナに輸入するため、スペインの売主との間で売買契約を締結した。しかし、その鶏股肉がウクライナの輸入法令に違反することから、流通が禁じられた。鶏股肉が食用と販売に適合していないことを根拠に、買主は売主の契約違反を訴えたが、一審において買主の請求が棄却された。一審がローマ条約を適用したことに対して、スペイン・グラナダ控訴裁判所はCISGを適用し、鶏股肉が契約に適合していると認めた。

【判旨の要点】判決の理由として、まず、契約締結後に受領した冷凍鶏股肉の品質が、契約締結前に検査したものの品質と異なることを買主は立証しなかったことが挙げられた。具体的には、契約締結前に買主の代表が自ら売主を訪問し、且つ冷凍鶏股肉を検査した結果、適格な獣医の健康証明に拠れば、その物品の加工、保存と荷積みを行うことが健康規制に適合していることは明らかである。そして、契約書に特定の公法基準への適合性という要求がない以上、35条の通常の使用目的と特定の目的に従って物品の契約適合性を判断すべきであることを確認した上で、血栓、胆道色素沈着と羽の残留のせいでウクライナの輸入規制に違反するからといって、冷凍鶏股肉の品質が人間の食用や契約の目的に適合しないとは言えないとされた。つまり、輸入国の公的規制が厳格的、且つ

不合理であるから、買主が売買目的物の品質に関する特定の要求を契約締結時に売主に告知する義務があると判示された。

【コメント】本件の裁判所は、買主自身が物品を検査し、その結果に基づいて契約関係に入ることを決めたから、売主の判断と技能に依存していないところに注目し、厳格な公法規制についての告知義務を買主に負わせ、売主の契約違反を認めなかったと思われる。重要なのは、判決文において輸入法令の違反が直ちに契約不適合にならないことが言及された点である。その理由として、EU加盟国の中には、自国の法令に違反することで輸入が禁止される物品も、人間の食用に適合する可能性があることが挙げられた。

(4) 判例6——オーストリア最高裁判所 OGH2000年4月13日判決（中古機械事件）³⁷——35条(2)(a)

【事案の概要】オーストリアの買主が改造後転売するため1998年4月6日にドイツの売主へ四つの中古機械のオーダーを送った。以前の取引では中古機械にCEマークが付いていないにも関わらず、EC指令に適合していたようである。しかし、今回は、買主は検査を通じてCEマークがないことを発見し売主に通知したが、マークなしにEEAに販売できると売主から保証された。結局、その機械のうち、二つが売却され、二つ（一つはチェコカスロバキアから輸送）がCEマークの欠如を理由としてEEAへの転売ができなかった。買主がCEマークの欠如を理由に機械の契約不適合を主張し、代金の支払を拒絶したため、売主が代金の支払を求めてザルツブルク地方裁判所に訴訟を提起した。一審では、ドイツ法を準拠法とした上で、EC指令89/392に基づくドイツ機械安全法（GSG）に従って、売主の請求を棄却した。その理由は、GSG1条とGSGVG（GSGの第9回付属法令）3条の適用によって、商業目的でEUの市場で流通し始めるすべての機械にCEマークが必須であるというものである。それがEEA圏外から輸入された機械だけではなく、改造された後（スロバキアから輸送され

た機械の操作システムが外された）、EEAに転売する予定のある中古機械にとっても同じなのである。

売主がインスブルック州控訴裁判所に上訴したが、二審はEWG指令91/368とEC改正指令89/392に拠れば、移行措置が必要であるので1995年12月31日前に流通し始めた中古品の機械にはCEラベルが必要ではない、従って、GSGに基づき「流通開始の時点」に対する定義が一審と異なり、中古機械にCEラベルは必要ではないと言えるが、オーストリアの機械安全法（MSV）に従えば、流通を開始するとはオーストリアに最初に輸入することを指しているからCEラベルが必須であるとして、CISGの35条により契約適合性を判断すべきであるとして一審に差し戻した。それに対して売主が更に最高裁判所に上告したのは本件である。

【判旨の要点】OGHはまずCISGの適用を認めた。そして、35条に言う通常の使用目的に適合するかどうかの判断は、売買目的物の輸入国又は使用予定国の安全、認証と生産基準とは関係なく、基本的に売主国の公法規制を基準に行うべきであると判示した。従って、売主が売買目的物の引渡地を知ったとしても、その国の公法規制に適合した物品の引渡義務はなく、買主こそ契約締結時に35条(1)又は(2)(b)に基づき自分側の公法規制を契約に組み入れるべきであるから、本件において法律の適用と事実の判断に誤りがあるとして、一審に差し戻した。

【コメント】売買目的物の品質に錯誤がある場合に当事者は国内法上の救済を求めることができる。しかし、OGHは錯誤取消しと契約適合の保証が衝突する際に、CISGに契約不適合に関して網羅的なルールがあるので、国内法上の救済は排除されるという見解を採用した³⁸。この判決は、多様な国の裁判例にみられるこの見解を受け入れてCISGの統一的な解釈を促進し、自国解釈の傾向を回避するという正しい解釈法の例として、学者の間で高く評価されている³⁹。また、オーストリアの最高裁判所も、原則として、通常の使用目的の判断は売主国の基準に従うべきであり、売主は買

主側の公法規制に拘束されないことを認めた。最後に、この判決は、EU法の観点から、商品の自由な流通を保障するルールにも合致していると思われる⁴⁰。

(5) 判例7——ベルギー・イーペル地方裁判所
2002年2月18日判決（豚肉事件）⁴¹——36条
(2)

【事案の概要】 フランスの買主がベルギーの売主から豚肉を輸入する契約を締結した。豚肉の受領後、フランス国内でベルギー産肉のダイオキシン汚染に関する疑いが強まり、安全性を証明できないベルギー産肉の輸入を禁止する法令が公布された。買主は、豚肉がダイオキシンに汚染されていないとの保証を売主から得られなかったため、豚肉の契約不適合を理由として代金の支払を拒絶した。これを受けて売主が代金の支払を求めて訴訟を提起した。

【判旨の要点】 ベルギーの地方裁判所はCISG69条と36条(2)を根拠に、本件豚肉の不適合のリスクは受領時に買主に移転し、移転後に発生した不適合については、売主は具体的な保証がない限り責任を負わないと説明した。更に買主の受領後の検査によれば、豚肉がダイオキシンに汚染されていないことが確認されたため、危険移転後に制定されたフランスの規制により豚肉の輸入禁止については買主が責任を負わざるを得ないとした。従って、買主による物品の代金と利息の支払を命じた。

【コメント】 この事件において、フランスの輸入規制が不可抗力⁴²となりうることも議論された。危険移転後のリスク負担にせよ、不可抗力からの免責にせよ、売主がダイオキシン汚染のない豚肉を提供したことは契約の責任を十分に果たしたと思われる。

(6) 判例8——ドイツ連邦最高裁判所BGH 2005
年3月2日判決（冷凍豚肉事件）⁴³——35条(2)
(a)と36条(1)

【事案の概要】 ドイツの買主とベルギーの売主の

間で、1999年4月に冷凍豚肉に関する売買契約が締結された。その契約に拠れば、豚肉は3回に分けて遅くとも6月4日に最終の転売先（ボスニア・ヘルツェゴビナの商社）へ送られる予定であった。しかし、6月にドイツとベルギーにおいてベルギー産肉のダイオキシン汚染が疑われたため、ドイツ政府はダイオキシン不含有証明のないベルギー肉の販売を禁止する旨の規則を施行し、EUもダイオキシンがないことを確保するため、商品の食用適合性に関する証明書を必要とする法令を制定した。同様に7月にベルギー政府も証明されない肉（輸出された肉も含む）を廃棄処分とする旨の類似の規則を公布した。しかも、売主が通関用の健康証明を出さなかったため、豚肉が最終的に転売先の税関で処分された。買主が大部分の代金の支払を拒否しながら代金減額を主張するのに対し、売主は残代金の支払を求めて提訴した。売主は一審、二審ともに敗訴し、最高裁に上告した。

【判旨の要点】 BGHは35条(2)(a)に要求される通常目的の一つが転売であり、人間の食用という目的で引き渡された食料品の転売可能性は、少なくとも商品が人体に有害ではないことを含むことを前提に、汚染の疑惑と規制が引渡後に広がったとしても、危険移転時にすでに有害物質が存在したのであるから、36条(1)に基づき、危険移転前の契約不適合について売主が責任を負うべきであると判じた。また、通説に拠れば、売主国でも同じような公法規制が存在する場合や、特定の状況において売主が買主国の公法規制を熟知していた場合でない限り、売主は、買主国（ボスニア・ヘルツェゴビナ）の公法規制に適合した物品の引渡義務を負わない。本件の豚肉が買主国で保護性規制の公布を引き起こし、しかもその規制が売主国を含んだEU全域に広がったことに鑑み、その契約適合性の判断は売主国であるベルギーの法律に従って行うべきであると判示した。

【コメント】 この判決は、「転売可能性」を35条の通常使用される目的の一つであることを明示した。買主が汚染の事実を立証しなかったにも拘らず、冷凍豚肉がダイオキシンに汚染されて人体

の健康に害する恐れがあるだけで、その契約適合性がBGHに否定されたと評価されている⁴⁴。しかし、シュレヒトリームは、この判決はムール貝事件の原則に固執しすぎており、再考すべきであるとして反対している⁴⁵。その意見に拠ると、危険移転時にベルギーにダイオキシンを規制する法令がまだないから契約不適合とは言えないはずである。BGHが重視したのは売主国の規制とは関係なく、豚肉がダイオキシンに汚染されているという疑いで人間の食用と商業利用に不適合になる結果、契約の通常目的に適合していないことである。従って、物品の契約適合性の判断は使用・転売される予定地の公法規制、つまり買主側の公法規制を考慮すべきであり、売主の救済は35条(2)(b)によって実現させるべきであるというのである。また、これは42条(1)の知的財産権の適合性規定にも合致しているという。

(7) 判例9——オーストリア最高裁OGH2006年1月25日判決(冷凍豚レバー事件)⁴⁶——35条(2)(a)

【事案の概要】セルビアの買主が、自国へ輸入するため、オーストリアの売主から18パレットの冷凍豚レバーを購入した。契約では豚レバーの輸入先以外、その品質と輸入方針について当事者は一切特定しなかったし、補助的な合意もなかった。引き渡された豚レバーはEUの基準を満たし、人間の食用に完全に適した状態にあるとされるが、細菌が含まれることを理由にセルビアの税関はその輸入を禁止した。買主が返品のコスト及び低価格での転売から生じた損害賠償を請求し、オーストリアの裁判所に訴訟を提起した。一審はCISG35条に基づき、同種類の豚レバーが通常使用される目的に適合し、買主国の公法規制によってその品質の基準を定めることができないことを理由に買主の請求を棄却した。二審は、一審の判決を肯定しつつも、売主が契約締結時に輸入国を知らされた場合に、その輸入国の公法規制が物品の適合性判断に関係するかどうかについては、確定した過去の最高裁判決はまだないとして、更なる上告を認め

た。

【判旨の要点】OGHは、多数説と中古機械事件(判例6)の判決で確立された法理を再度強調して上告を棄却した。特にマグナスの見解を参考し、売主は買主国に支店を置く場合、買主国において宣伝をしていた場合や、自発的に買主国へ商品を輸出した場合に、買主国の規制を了知すべきであるとしたりうえて、本件事案がそれらの場合に該当するかどうかについて議論した。本件において、売主が過去にセルビアの買主へ輸出したものには何らの問題もなかったし、無菌の冷凍豚レバーを要求するのが絶対不可能であることに鑑み、売主が本件の輸入を阻止したセルビアの輸入規制を知らない、又は知っているはずがないと判断した。それに、買主が売主の判断と技能に依存したと推定できる証拠がないから、冷凍豚レバーが特定の目的に適合しないという買主の主張も却下した。

【コメント】この判決は通説とOGHの先例を踏まえながら出されたのであるが、買主の主張に対して、シュレヒトリームによる35条(2)(b)の議論にも基づき、特定目的の有無、売主の知と不知、買主の売主への依存の合理性という三つの要素を当てはめながら、判断したと言えよう。従って、通説のように買主国又は物品の使用国が告知されただけでは売主が義務を負わないとするのではなく、35条(2)(b)に基づいて事案ごとに検討する必要があるのであろう。

(8) 判例10——オランダ・ロッテルダム地方裁判所2008年10月15日判決(耐火塗料事件)⁴⁷——35条(2)(a)

【事案の概要】オランダの会社が2005年に新築アパートの塗装工事のため、ベルギーの売主に工事の情報を送った上、塗料システムの購入をオランダの買主に委任した。売主は、送られた情報に基づき塗料の耐火性を計算して完成した塗料システムを買主に送った。しかし、その塗料が欧州規格に適合するにも関わらず、塗料の層の厚さが原因でオランダのNEN基準を満たさないため、ロッテルダム当局に承認されなかった。結局、買主はオ

ランダの基準を満たすために追加の塗料を買わざるを得ず、予想以上の工事時間を費やした。売主が塗料の代金と遅延利息を請求し、買主が塗料の契約不適合による損害賠償を反訴として裁判所に請求した。ロッテルダム地方裁判所は売主の請求を認め、買主の請求を棄却した。

【判旨の要点】判旨において、CISG35条を適用する際に、買主国と売主国の両方に適用されている基準をまず考慮に入れるべきであるが、買主は自国の公法規制が売主のそれより厳しい場合、その具体的な規制を売主に告知する義務を負うことが判断された。従って、裁判所は、物品の使用予定国だけを告知された売主に、その国の公法規制への適合義務を負わせるものではないとし、本件の事実から、契約締結前に買主はオランダの基準がより高いことを売主に告げたかどうか、またオランダの基準を売主が知り又は知るべきであったかどうかについては不明であるから、耐火塗料の契約不適合がないと言わざるを得ないと判じた。

【コメント】当事者に明示又は黙示的な合意がない限り、同じEU加盟国間の売買契約において欧州規格を適用するのが当然に推定できる。本件の当事者間の交渉過程ではオランダの基準、又はその適用について買主が売主の注意を喚起しなかったことに鑑み、判決が妥当であるように思われる。しかし、買主がどの程度の注意を喚起すれば売主の責任が生じるかについては、まだ疑問が残る。オランダの基準がEUの基準より厳しいことを告げれば足りるか、それとも具体的な規制を告知しなければ売主を拘束できないのか、この点についてやはり当事者の地位や取引関係などに基づき裁量を加える余地があるのであろう。

(9) 判例11——ニュージーランド控訴院2011年7月22日判決（ボルボトラック事件）⁴⁸——8条(3)と35条(2)(a)

【事案の概要】オーストラリアのクイーンズランド州にある買主が、ニュージーランドの売主との間で四台の中古ボルボトラックに関する売買契約を締結した。売主は以前にもボルボトラックを

成功裡にオーストラリアの買主に売却したことがあるから、この取引を維持するためにオーストラリアの貿易雑誌に広告を出しているのである。また、これらのトラックは最初にニュージーランドに輸出される目的で組み立てられたから、コンプライアンスプレートが取り付けられなかった。そのため、トラックはオーストラリアに到着後、クイーンズランド州の交通部門にプレートが付いていないことを理由にその登録を拒否された。結局、購入したボルボトラックは限られた用途での使用を許可された。買主がCISG35条(2)に基づきトラックの契約不適合をニュージーランド高等裁判所に訴えたが、裁判官は買主国での登録可能性について明示の合意がないとした上で、売主の広告に「ブリスベンに陸揚げ」との記載があることや、売主が買主に「明示的にオーストラリアの輸入補助業者を利用することを薦めた」ことから、売主がクイーンズランドのトラック規制を知り、又は知るべきであるとは言えないから、その規制を適用する義務がないとして、買主の請求を棄却した。これを受けて買主が更に上訴した。

【判旨の要点】ニュージーランド控訴院は、CISG7条によって求められる条約解釈の国際性と統一性から出発し、ムール貝事件の法理を参考しながら、その三つ目の例外状況、すなわち、売主が買主側の公法規制を知り又は知らないことがあり得なかったことにつき、過去の取引に問題がなかったこと、および、売主は広告を通じて買主国の輸入手続や法律規制に関する知識が不足していることを告知したことから（8条(3)）、売主が買主国の登録規制を知るはずがないと判断した。仮に売主が契約締結時に買主の登録規制を知ったとしても、買主も専門家であることから、売主の技能と判断に依存することが不合理であることを根拠に、本件のトラックが契約に適合していると判示して一審の判決を維持した。

【コメント】これもすべての関連状況を考慮に入れて契約の解釈を行う典型例であると言えよう。過去に売主が買主国へ輸出したトラックは問題にならなかったが、本件におけるトラックの特殊性

は、それがニュージーランド向けに組み立てられたことである。また、以前の取引から売主が買主国の法律を熟知し、又は遵守したと推定することはできるが、売主の広告上の記載は売主がオーストラリア州の登録規制について不知であるとの判断に繋がり、更に買主が専門家であることも売主の責任の推定を覆す重要な証拠となった。

第3節 買主側の公法規制を考慮すると判断された事例

(1) 判例12——ドイツ・エルヴァンゲン地裁 1995年8月21日判決（パプリカ事件）⁴⁹—— 8条(3)と35条(1)

【事案の概要】ドイツの買主とスペインの売主が1994年8月に80トンのパプリカに関する分割履行売買契約を締結した。しかし、買主は、11月末に2回目に引き渡されたパプリカがドイツの食品安全法LMBGで許容される量の35倍の酸化エチレンを含んでいることをドイツ香辛料協会から知らされた後、すぐに酸化エチレンに対する扱いを売主に確認した。売主はパプリカの返品及び代替品の引渡しを承諾したが、買主が定めた期限前にそれを行わなかったため、買主は契約の解除を主張し代金の支払を拒絶した。売主はパプリカがドイツでの販売に適合していること及び買主の検査義務違反を根拠にパプリカ代金の支払を買主に請求した。これに対し、買主は代替取引から生じる差額損害と逸失利益の損害賠償を請求して反訴を提起した。

【判旨の要点】裁判所はまずCISGの適用を認め、当事者間の以前の取引においてドイツの規制に従って検査を行ったことに鑑み（8条(3)）、ドイツ食品安全法の適用について黙示的な合意があったことを認め、売主がドイツ法の不知を援用することができないと判断した。そして、2回目で引き渡されたパプリカがドイツ食品安全法に違反することは、35条(1)に基づく契約不適合であり、売主の重大な契約違反であることを是認した。また、売主による代替品の引渡しがないことと、汚染されていないパプリカの引渡しが困難であることに鑑

み、裁判所は45条、73条と74条に基づいて買主の契約解除権と損害賠償請求権を認め、売主の請求を棄却した。

【コメント】本件の買主が、当事者間にドイツ法に従う合意のあることを成功裡に立証できたために買主の請求が認容されたと考えられる⁵⁰。明示的合意がないとしても、売主はドイツの食品安全法と、パプリカをドイツで販売するという特定の目的を契約締結時に知らされていたし⁵¹、恒常的にドイツへ香辛料を輸出し、且つドイツに営業所を置いているので⁵²、35条(2)(b)に従って、特定目的に適合したパプリカの引渡義務を負うのであろう。

(2) 判例13——フランス・グルノーブル控訴院 1995年9月13日判決（チーズ事件）⁵³——8条 (1)と35条(1)

【事案の概要】フランスの買主がクライアントのプロモーションのため、1992年10月に長年の取引先であるイタリアの売主に、チーズの購入オファーを送った。売主から輸出代金の回収を委任されたSFF会社との間の訴訟において、買主は、一審での敗訴を受けて、バルメザンチーズの組成と賞味期間が表示されないことがフランスの市場規制に違反していることを根拠に商品の契約不適合を主張して上訴し、代金の相殺を求めた。

【判旨の要点】グルノーブル控訴院はまず、債権回収契約についてユニドロウ国際ファクタリング条約の適用を承認した。続いて、買主と売主の売買契約についてCISG1条(1)(a)に基づく適用を認めた上で、チーズが契約に適合していないと判じた。判旨に以下の理由が述べられた。当事者間に合意がない場合、契約意図の解釈を8条(1)に委ねるべきである。本件における、少なくとも何ヶ月間かの取引関係から見れば、買主がフランスの市場規制に適合しているチーズを注文したと解釈しなければならない。従って、売主は、フランスの市場規制に適合したチーズの引渡しが義務付けられ、チーズの組成と賞味期間が包装に表示されないことは35条により契約不適合に当たると言わざ

るを得ない。

【コメント】この判決の争点は幾つかあるが、物品の契約適合性を判断する際に、売主と買主の長期的取引関係に着目して、売主が物品の使用予定国を知った場合に、その国の市場規制に適合した物品の売買という買主の契約意図を知ったと推定するところに重要な意義がある⁵⁴。更に売主に義務を負わせる根拠が8条(1)と35条であり、当事者間に存在する長期的取引関係から契約目的物の性状を解釈したことも評価に値すると思われる。

(3) 判例14——ドイツ・トリーア地方裁判所
1995年10月12日判決(水混入ワイン事件)⁵⁵
——35条(1)

【事案の概要】1992年7月にドイツの買主がイタリアの売主から購入したワインに9%の水が混入していたため、そのワインは、ECのワイン市場規制(EC Regulation No.882/87)に基づくドイツ法に違反し市場上の流通に適合しないとして、ドイツの当局に没収又は処分された。買主が契約不適合から生じる損害との相殺を主張し、部分的な代金の支払を拒絶したため、売主は裁判所に残りの代金の支払を請求した。

【判旨の要点】ドイツのトリーア地方裁判所は、まず専門家の検査結果からワインの引渡し時に確かに水が混入していることを確認した。そして、CISG35条に基づき、本件のワインが水の混入でドイツの市場に流通できないことは当事者の明示的な合意に違反するものであると判断した上で、ワインの通常検査の対象には水の添加量が含まれないことや、40条に基づき売主が知っていた契約不適合であることに鑑み、買主の検査義務違反も否定した。

【コメント】この判決においては、ワインの契約不適合について争いの余地がないと思われる。なぜなら、水を混入したワインがドイツの市場に流通できないことは明らかに当事者の契約合意に違反したからである。

(4) 判例15——フランス破棄院1996年1月23日
判決(砂糖混入ワイン事件)⁵⁶——35条(1)

【事案の概要】イタリアに営業所を置いた売主が、1988年にフランスの買主との間でワインの売買契約を締結した。砂糖の混ぜられたイタリアのワインがフランスに輸入されたことを買主が知った後に、買主が詐欺管理局(Fraud Control Service)に報告した結果、本件のワインもアルコール度を上げるために、相当量の砂糖が混ぜられていたことが明らかになった。買主が契約の解除と損害賠償を一審のセツ商事裁判所と二審のモンペリエ控訴裁判所に請求したが、二審では、フランス法の下で、当該ワインが契約に適合しておらず、商業利用に適正な品質を有しないとされ、買主からの契約解除の請求を認めた。売主がワインの補糖が義務違反ではないことと、ある積荷では、運送条件の不備がワインの飲用への不適合をもたらしたと示されたため、ワインの補糖と本件損害の間に因果関係がないことを主張して破棄院に上訴した。

【判旨の要点】破棄院は、締約国によるCISGの適用を認めた上で、35条(1)に基づき、補糖したワインが飲用に適合していないため、売主は契約合意に違反したと判断し、売主の上訴を棄却した。

【コメント】本件も市販可能性が争点になるケースであり、ムール貝事件との違いは売主の人為的な操作で商品が買主国の公法規制に違反し、市販できなくなる点である⁵⁷。この契約においては、ワインが人間の飲用に適合しなければならないとする契約条件があるから、砂糖が混ぜられたワインは酢に転化してしまい、人間の飲用に適合しないことは、明白な品質条件への不一致である⁵⁸。従って、売主に契約違反の責任を負わせることも正当であるように思われる。

(5) 判例16——オランダ・スヘルトーヘンボス
地方裁判所1998年10月2日判決(粉ミルク
事件)⁵⁹——35条(1)

【事案の概要】1994年10月から1995年4月までシンガポールの買主とオランダの売主が粉ミルクに関

する売買契約を結んだが、「放射線に汚染されていない食料品」というシンガポールMOEの厳しい規制を満たすため1キロごとに10ベクレルの放射線量を超えない値の粉ミルクでなければならないことを合意した。しかし、売主が要求された粉ミルクを提供できずに引渡しをしなかったため、買主が損害賠償を裁判所に請求した。売主は、オランダ法による契約の無効、CISG71条に基づく履行の停止や79条の不可抗力による免責を主張した。

【判旨の要点】オランダの地方裁判所は、オランダ法の下では契約無効の原因がないと判断した上で、買主が粉ミルクの受領準備を整えたことから売主の履行停止権を否定し、売主が契約締結時にシンガポールの規制を了知していたことに基づき不可抗力の抗弁も認めなかった。物品の契約不適合に関する判旨の部分では、当事者が契約締結時に厳しい公法規制を承知した上で放射線量の上限值を合意したことから、上限値以内の物品であれば買主国の公法規制に違反するとされる場合に買主がそのリスクを負うが、本件のように合意した上限値を超える物品が引き渡され、結局買主国の当局に処分されるなら、売主が契約違反の責任を負うべきであると判示された。

【コメント】当事者が契約締結時に買主国の公法規制を満たすために、粉ミルクの品質に関して明示的な合意をしたから、売主から合意した条件に適した物品の引渡しがないことは明らかな契約違反であると言わざるを得ない。

(6) 判例17——米国ルイジアナ連邦地方裁判所
1999年5月17日判決（医療機器事件）⁶⁰——
35条(2)(a)

【事案の概要】1993年1月25日、放射性物質の製造者であるイタリアの売主が、アメリカのマーケティング会社である買主との間で、あるマンモグラフィ・ユニットの販売に関する独占的なライセンス契約を結んだ。しかし、1996年にアメリカ食品医薬品局（FDA）が、その設備がアメリカの政府安全規制、特にGMP医療機器規制に適合していないとして没収した。売買目的物の、アメリカ

政府の安全規制への適合性について誰が責任を負うべきかについて当事者が争い、1998年に仲裁に至った結果、売買目的物の契約不適合、及び売主の重大な契約違反が認定された。買主が合衆国法典第9章第9条に基づいて仲裁判決の承認を裁判所に請求したことに対し、売主が先例の違反、及びCISGの無視を主張した。

【判旨の要点】ルイジアナの連邦裁判所は、本件医療機器の契約適合性について仲裁廷の判断を是認した。なぜなら、売主がアメリカに支店を置いていたという「特別な状況」に鑑み、売主は契約締結前にアメリカのGMP基準を知り、又は知らないことがあり得なかったからである。従って、本件はムール貝事件の三つ目の例外に当たり、仲裁廷の判決が「公序やCISGの無視」ではなく、連邦仲裁法にも違反していないとされた。また、裁判所は詳しく検討せずにCISG25条と49条に基づき、売主の重大な契約違反により、買主が契約を解除できるとした。

【コメント】この判決はまずBGHに定められた一般原則に拘束されることなく、ケースの事実関係から買主側の公法規制への適合義務を認めた判決であると高く評価されている。そして、アメリカの連邦地方裁判所が外国裁判所の判決を先例として認めたこと、換言すれば、CISGを国際的コン・ローとして扱ったことも注目し得る⁶¹。アメリカの裁判所は常にこの方法を採用しているわけではないが、この判決が、国際的視野又は条約解釈の統一性の要求（7条）から⁶²、外国の判決をも考慮して条約を解釈した点は評価されるべきであると思われる。

(7) 判例18——中国日照市中級人民法院1999
年12月17日判決（冷凍エビ事件）⁶³——35条
(1)

【事案の概要】1995年6月30日に、アメリカの買主が中国の売主との間で冷凍エビの売買契約を締結した。契約書では単価と重量及び支払方法が合意されたほか、エビがアメリカの衛生、健康基準を満たすことが要求され、食品医薬品局（FDA）に

よって通関が拒絶される場合には、売主が代金の返還と物品の返送を負担すると約束された。ところが、エビは8月輸入港に到着後、腐敗していたことがFDAによって検出され、その通関を拒絶された。法律違反でエビの返送を命令された買主は、エビを確認できたら電信為替で返金するという売主の同意を得た上でエビを船積みし、青島港まで返送した。その後買主が自分への振込みと引換えに船荷証券の原本を渡すと申し出たが、当事者は返品と返金のことについて意見が一致しなかった。更に売主はFDA検査報告に疑いを抱き、交渉を要求し続けるから、買主は1996年4月に必要な書類を整えた上で交渉を請求した。結局売主が応じなかったため、買主は代金の返還と損害賠償を求め提訴した。

【判旨の要点】 裁判所は中国涉外経済契約法とCISGの適用を認めてエビの契約不適合を判断した上で、売主から代金や返品費用の返還と74条に基づく逸失利益の賠償請求を認めた。また、86条

(1)と88条に従って、保存義務を負う買主に船荷証券の不提示や損害軽減措置の懈怠があったため、冷凍エビの価値減少について買主が主な責任を負い、一方で、売主は書類の不備で貨物の受取りを遅延し、価値の減失を避けるために積極な措置を取らなかったため、ある程度の責任を負うと判じた。

【コメント】 本件には35条についての議論がないが、契約不適合に関する判断の結論については異論がない。アメリカの規制に従って、通関できない場合に売主が責任を負うことが明文で合意されたから、腐敗して拒絶されたエビについて売主は、代金返還と損害賠償の義務を負うべきであろう。

- (8) 判例19——西オーストラリア州最高裁2003年1月17日判決（コンタクトレンズ事件）⁶⁴——35条(1)

【事案の概要】 オーストラリアの買主とシンガポールの売主が、レンズ溶液に関する売買契約を締結した。契約書には、レンズをオーストラリアの

医療品管理局（TGA）の要求に従って生産すること、及びレンズは無菌でなければならないことが規定された。しかし、TGAが検査でレンズ溶液に細菌を検出したため、買主は、売主にレンズのリコールを要求した。売主は代金の支払を請求して提訴したが、買主は明示的な合意の違反、予備的に売却可能な品質という通常目的への不適合及び特定目的に関する黙示合意の違反があると主張し、レンズの契約不適合を根拠に、代金の支払を拒絶するとともにリコール費用、逸失利益やのれんの損失などを損害賠償として請求して反訴した。

【判旨の要点】 判決文の中で、BARKER J裁判官は西オーストラリア州商品販売法（1895）とCISGに基づいて、レンズ溶液が契約に違反しているかどうかについてオーストラリアの医療品法を参照しながら、以下の意見を述べた。まず、上記の商品販売法とCISGに基づいて、当事者間に契約上にレンズが無菌でなければならないという明示的な合意と、商業利用可能性についての黙示的な合意がある。そして、TGAの専門家による3回目の監査では売主の生産過程に許容できないGMP水準が報告されたことから、売主の生産過程がTGAの要求を満たさない。更にサンプルレンズがTGAの無菌検査に失敗し、実験室によって広範且つ相当の汚染が発見されたから、無菌でなければならないという明示的な合意に反する。以上のように述べて、物品が明示的、又は黙示的な合意に違反する（CISG35条(1)）として、その契約不適合を認めた上、50条と74条に基づいて買主の請求の中、のれんの損失以外を全部是認した。

【コメント】 本件においてCISGの適用が明らかである以上、裁判所は馴染みのある国内法解釈を抑制すべきであると思われる。従って、この判決は、オーストラリア商品販売法に基づくのではなく、CISGの文献と判例からその統一解釈を行うべきであると批判されている⁶⁵。そして、通説に拠れば、35条(2)に言う通常的使用目的に要求されるのは、本国色の濃い「商業利用可能性」や「平均的品質」ではなく「合理的な品質」であるか

ら、BARKER J裁判官が売買可能品質などの国内法概念を用いて35条(2)の解釈を展開するのは不適當であるとも指摘された。また、裁判官が重大な契約違反や、検査通知義務について考慮しなかった点も問題視されよう。

第4節 判例の分析

(1) 類型分析

買主側の公法規制に違反した物品の契約適合性という問題を扱う判例を国別で見ると、ドイツとオランダがそれぞれ4件あり、オーストリアが3件、フランスが2件、ベルギー、スペイン、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカと中国がそれぞれ1件に止まった。ヨーロッパ諸国のケースが圧倒的な数を占めている理由は、発達した経済の水準に合わせ、多様且つ厳格な国内基準が採用されることであると考えられる。

判決の結果から分類すれば、特定の取引分野において目的物の品質を規制する国際的慣習がある場合に、まず国際的慣習を考慮するとされるが、国際的慣習がない場合に、更に買主側の公法規制を考慮するとされた事例と買主側の公法規制を考慮しないとされた事例に分けられる。

一. 国際的慣習を考慮するとされた事例

冷凍魚事件(判例1)のように、特定の取引分野において広く知られる国際的慣習が存在する場合、売主国の公法規制や買主側の公法規制とは関係なく、当該国際的慣習を最低限度の品質基準として遵守しなければならない。当事者間に売買目的物の品質に関する明示的な合意がない場合に、CISG9条(2)に従って、当事者は周知の国際的慣習の適用を黙示的に合意したとされる。国際的慣習が契約解釈の補助的ルールとして使われる理由は、当事者の正当な期待を保護しなければならないことにある⁶⁶。特に小麦粉事件(判例2)で示されたように、当事者双方によく知られるEU基準やコーデックス規格のような国際基準が存在する場合、その適用に関する当事者の合意が契約書に明記されなくても、8条(3)に従って当事者の具体的

な交渉状況と取引関係から国際基準を適用するという当事者の合意が推定されるのである。

ここで、裁判所と仲裁廷が売買目的物の契約適合性を判断する際に、強力な指針を与えている国際基準の例である、コーデックス規格を概観しておこう。コーデックス規格とは、国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)が合同で作成した規格であって、国際的な公衆衛生と公平な貿易を保護するために、様々な国と地域の消費者、食品の生産者と加工者、国内的な食品管理機関と国際的な食品貿易者などに提供された食品基準の国際的なガイドラインである⁶⁷。コーデックス規格に現れた国際基準の目的は、次の二つにまとめられると思われる。第一、食品の安全性を確保することである。コーデックス規格はまず食品の安全性を確保するために、その中に含む残留物や添加物の基準を定めている⁶⁸。特に食品に含まれる毒物の属性と摂取の頻度及び量に応じた食品の安全基準について詳細な規定が置かれている。小麦粉事件(判例2)においては、目的物が発癌性物質を含有しており、コーデックス規格に違反することから小麦粉の契約適合性が否定されたが、ムール貝事件にもコーデックス規格に類似した基準が適用され、その基準に従って、当該ムール貝が人間の食用に適することと判断された。これらのケースは例外なく食品の安全性を重視する特徴がある。第二、国際基準は不合理な公法規制を抑制し、国際貿易の促進に寄与することも目的としている。具体的に、国際基準の統一化を通じて不合理な国内の公法規制を抑制することが望まれる。例えば、コーデックス規格の趣旨の一つとして、規格の統一化を通じて各国の貿易障壁を取除き、食品の国家間の自由貿易を促進することが挙げられている⁶⁹。

また、国際的慣習の例として、EC規制などの地域協定が挙げられる。物品の安全性規制、規格規制から貿易手続規制まで多岐に渡るEC規制は、欧州議会及び理事会又は欧州委員会において可決されれば、加盟国国内の立法機関に依存せず、直接全ての加盟国に法的拘束力が生じる。従って、EU

域内の各国政府と民間企業を規制するEC規制は加盟国の国内法より優先的に適用される。このような地域規制の趣旨を概括してみると、統一的な立法を通じて域内の商品の自由な移動、つまり自由な貿易を促進するとともに、貿易が域内の生物にもたらすリスクや危険を最小限に縮減させることを目的とするのは明らかである。

二. 買主側の公法規制を考慮するとされた事例

上記の国際的慣習がない場合に、買主側の公法規制を考慮し、その公法規制に違反した物品が契約不適合であると認められたケースが半分近く占めている。その中で買主側の公法規制を考慮するとした理由は多岐にわたるが、概ね次のように分類することができる。

第一は、当事者が売買目的物の品質につき明示的又は黙示的な合意をしたからという理由である。例えば、パプリカ事件（判例12）、混入ワイン事件（判例14）、冷凍エビ事件（判例18）、コンタクトレンズ事件（判例19）、粉ミルク事件（判例16）など。買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を肯定した事案の中では、このような理由をあげるケースが半分以上を占めている。

第二に、ムール貝事件（判例3）で挙げられた例外状況に当たるからという理由である。判例の中で、売主が買主側の公法規制を知り又は知らないことがあり得ないという例外状況に当たるのはパプリカ事件（判例12）、チーズ事件（判例13）、医療器械事件（判例17）などである。更に、売主が買主側の公法規制を知っているはずであるか否かを判断する際、長期の取引関係が当事者間に存在すること（チーズ事件（判例13））や、売主が買主国に支店を置くこと（医療器械事件（判例17））などが考慮される。特にチーズ事件（判例13）では、長期の取引関係があることから、売主が商品の使用予定国を契約締結時に知っていたと推定した上で、売主にその国の公法規制に適合した物品の引渡義務を負わせたのである。これは特定の状況の下、売主が買主国がどこであるかを知るだけで義務付けられた稀なケースである。

第三に、食料品のように売買目的物が買主や食用者の安全に重大な支障を及ぼしうるものについては、買主側の安全基準を満たさなければ物品は契約に適合しないとされる⁷⁰。裁判例の中、規定値を35倍上回る酸化エチルを含むパプリカ（判例12）、腐敗した冷凍エビ（判例18）などの例が、安全考慮の対象に当たる。

三. 買主側の公法規制を考慮しないとされた事例

以上に対して、売買目的物の契約適合性を判断する際に、買主側の公法規制を基準としないとされた判例群を分析してみると、これらの事案がすべて、ムール貝事件（判例3）で確立した法理にいう例外状況に当たらないものであることが明らかとなる。ムール貝事件（判例3）のアプローチはドイツやオーストリアだけではなく、アメリカの地方裁判所の医療器械事件（判例17）、ニュージーランドの控訴裁判所のボルボトラック事件（判例11）などにおいても、CISGにおける国際的統一なアプローチとして参照されている。従って、ドイツ連邦最高裁によって確立されたムール貝事件（判例1）のアプローチが、依然として広範な影響力を持っていると言えよう。これらの裁判例を詳しく見ると、売買目的物の契約適合性を判断する際に、買主側の公法規制を基準としないとされた理由も次の2つに分けられる。

第一に、買主側の公法規制が特有なものであり、売主国の公法規制や国際的慣習と整合的ではないから、それを売主に調査させ、適合した物品の引渡しを義務付けることは不当であるという理由が挙げられる。つまり、一般的に、売主は買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を負わない。更に、売主が契約締結前に買主国又は売買目的物の最終使用国を知っていたとしても、買主国の公法規制に適合した物品を引き渡す義務を負わない。これはムール貝事件において、ドイツ連邦最高裁によって確立された大原則であり、中古機械事件（判例6）、可動式部屋ユニット事件（判例4）が、この原則によった代表例である。従って、通常の品質より高い水準の物品を期待する買主

は、自国又は転売国の厳格な公法規制を売主に告知する義務があると一般的に認められる。

第二に、買主も当該売買目的物を取り扱う専門家であり、売主の判断と技能に依存することが不合理な場合に当たるということが理由として挙げられる。可動式部屋ユニット事件（判例4）とボルボトラック事件（判例11）における買主のように、自分も関連分野において物品を製造・販売している専門家であることから、売買目的物の最終使用・転売国がどこであるか、また場合によってはその国における公法規制の厳しい水準を売主に告知したからと言って、契約の合意に至らない限り、具体的な公法規制を調査し、その規制に適合した物品の引渡しを売主に期待することができないという理由が挙げられる。

(2) 共通要素

上記事例において、裁判所や仲裁廷が買主側の公法規制への適合問題を処理する際に、幾つかの共通要素を重視していることを窺い知ることができる。

第一に、契約適合性についての判断は、原則として売主国の公法規制に依拠し、買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務がないこととした上で、その例外状況を幾つか設け、事案ごとに当てはめようとしている。

第二に、契約上の義務の内容を解釈する際に、国際的慣習や当事者の地位、交渉過程の情報など、契約に関連するすべての情報に鑑みながら解釈する傾向がある。例えば、当事者の合意に対する解釈は、契約書などに現われた明示の合意だけでなく、契約交渉過程の文書（例、ボルボトラック事件の雑誌広告）などにも留意しながら判断している。

第三に、CISG解釈の統一性も重視されていることである。中古機械事件と医療機器事件がその代表例であり、オーストリア最高裁もルイジアナ連邦地方裁判所も、ドイツの先例と主流の学説を引用しながら、事案の特殊性を考慮に入れて妥当な判断を下そうとしていた。これはCISG7条(1)に合

致する解釈方法であり、具体的に本国法の典拠を避け、CISGに関する文献と判例を参考した上で条文の解釈を通じて、CISGの統一性を図るものである。

(3) 判例のまとめ

以上の判例をまとめてみると、物品の契約適合性の判断に際して、国際的慣習や特定の公法規制の適用に関する当事者間の合意がない場合に、原則として買主側の公法規制を考慮しない。それを考慮すべき場合は、ムール貝判決の3つの例外に当てはまる場合であると言えよう。

第5章 要件の再考と結論

学説と判例において確立された原則は、売主が買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を負わないことである。この原則に対し、無論、売主に義務を負わせたほうが紛争の減少につながっているのではないかという素朴な疑問が出てくる。しかし、買主から自己の公法規制を告知することの容易さと、売主が具体的な公法規制を調査することの難しさから見れば、原則として売主に義務を負わせない方が妥当のように思われる。

例外とされる状況については、買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を売主に負わせるには、物品の使用・転売国の告知だけで足りるか、それとも特定の公法規制を告知しなければならないかという点が通説と特定目的説の間で争われていた。この問題は、契約の解釈として、ケースバイケースの判断を通じて解決するしかない。特に、取引の関係、当事者の地位及び買主の信頼の合理性などを考慮しながら判断する必要があると考えられる。また、具体的な事案が売主に義務を負わせるべき例外状況に当たるかどうか、特に売主が買主側の公法規制を知り又は知らないことがあり得ないと言えるかを判断する際に、当事者が契約を締結するに至った経緯を無視することはできないと思われる。例えば、買主がインターネットを通じて売主の既存商品を注文した場合と、売

主が自ら新しい市場を開拓し、特定の国へ自分の商品を売ろうとする場合とでは、買主側の公法規制に関する売主の調査義務の程度が異なる。その理由は、後者の場合においては、売主は公法規制を含む買主国の市場情報を調査し、把握した上で契約関係に入るのが一般的であるから、買主側の公法規制を知らないことがあり得ないと言えるのである。以下では、改めて買主側の公法規制への適合義務の要件を整理してみる。

第一．特定の取引分野において国際的慣習がある場合に、売主はCISG9条(2)に基づいて当該国際的慣習に適合した物品の引渡義務を負う。

第二．国際的慣習が存在せず、且つ当事者間に買主側の公法規制を遵守する合意がある場合、売主は買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を負う。

当事者間の合意内容を解釈する際に、CISGにおいて、契約書などの関連文書に示される明示合意の他、契約に至るまでの交渉過程や慣行・慣習など全ての契約関連状況に示される黙示の合意も考慮する必要がある。売主に上記義務を負わせる根拠条文として、CISG35条(1)と8条(3)が挙げられる。

第三．国際的慣習が存在せず、且つ当事者間に上記合意がない場合、売主は原則として買主側の公法規制に適合した物品の引渡義務を負わない。売主が当該義務を負う例外状況は概ね三つあるが、それぞれ以下の通りである。

①売主国が買主側と同じような公法規制を持つ場合、②CISG35条(2)(b)に基づいて売主が買主側の公法規制を遵守しなければならない場合、③売主が買主側の公法規制を知り又は知らないことがあり得ない場合である。特に、②に基づいて売主に当該義務を負わせるには、買主が契約締結時に物品の使用・転売国を売主に告知するだけで足りるか、それとも買主側の特定の公法規制まで告知しなければならないか、更なる判断が必要

である。その際に、当事者の関係と地位、交渉過程の情報など、契約に関連するすべての情報に鑑み、特定目的の存在などの要素も考慮しなければならない。また、例外的に売主に上記の義務を負わせる主な根拠条文はCISG9条、及び35条(2)である。

このように処理すると、以下のメリットが考えられる。まず、第2章で説明した、当事者の義務内容を釈明するためのCISGの枠組みと整合的であり、主流の学説、国際慣習整合説と裁判例などに現れた例外状況をまとめることができ、研究者や裁判所に受け入れられやすい。そして、ケースバイケースの判断を通じて、通説と特定目的説の相違点を相対化できるし、当事者間に買主側の公法規制を遵守する合意がない場合に明確な解決策がないという契約解釈の問題点を解決することもできると思われる。

第6章 今後の課題

以上はCISGを中心に、国際取引において、買主国の公法規制が売買契約にどのような影響を与えるかを議論してきたが、日本法が適用される場合においても同じような問題が生じうる。これにつき、米国内に輸入することを制限されているイラン製絨毯を米国に運送する契約に付された保険契約の効力が争われた有名な裁判例がある⁷¹。保険会社は、保険契約が被保険利益を欠くから無効であると主張したのに対して、被保険者は、禁制品の処分に関する規定は輸入する国の行政上の規定であって、私法上の契約の効力には影響を及ぼさないとして、保険契約の有効性を主張し、保険金の支払を請求した。第一審は、当該保険契約は公序良俗に反するとして無効判決を下したが、東京高判はそれを覆し、日本法において、個人が所有する絨毯を転居先の米国に運送することは違法な行為とはならないため、この運送契約に付された海上保険契約は被保険利益を有するものであると判断し、米国法上一時的に規制される違法な行為は、日本の公序に反せず、無効であるとは言えな

いとす。これは日本の裁判所が、日本法を準拠法として契約の効力を判断する際に、外国の公法規制（輸入禁止令など）が考慮要素になり得るとしつつも、結局個別事情を踏まえて輸入国の一時的な公法規制が契約の効力に対する影響を否定した事例であり、本稿が取り上げた問題及び結論と共通するところがある。

しかし、CISGが契約の効力を一切規律しないから、本稿の問題は、契約の効力の判断より、契約における売主の義務内容の判断であると言える。また、この事件における契約の類型が運送契約及び保険契約であり、本稿の売買契約とも異なる。売買契約において、目的物が買主国の公法規制に違反するとして、物品の契約適合性が争われた事例は、日本の裁判例のなかには見当たらない。日本の学説と関連判例の研究を、今後の課題としたい。

¹ ドイツ連邦最高裁判所1995年3月8日判決—CLOUT No.123（CLOUTはCISGに関する判例を国連国際取引法委員会が収集したもの）；英訳は<http://cisgw3.law.pace.edu/cases/950308g3.html>で読むことができる。

² Schlechtriem, “50 Years of the Bundesgerichtshof, A Celebration Anthology from the Academic Community”, *Uniform Sales Law in the Decisions of the Bundesgerichtshof*, 2001, at n.84.

³ Schwenger/Slechtriem & Schwenger, *Commentary on the UN Convention on the International Sale of Goods (CISG), Third Edition*, (Oxford University Press, 2010), Art 41, paras 6.7.

⁴ 中村秀雄「売買契約締結後の「法律の変更」のリスクはいつ売主から買主に移転するか」『NBL』969号（2012.1.15）52頁。

⁵ Schwenger, *supra note 3*, Art 4, paras 30.31.36.

⁶ 曾野裕夫「ウィーン売買条約（CISG）の解説(1)」『民事月報』64巻1号（2009）21頁。

⁷ 曾野裕夫「ウィーン売買条約（CISG）の解説(2)」『民事月報』64巻2号（2009）42頁。

⁸ Stefan Kröll/ Stefan Kröll, Loukas Mistelis, Pilar Perales Viscasillas (eds), *UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG)*, (C.H. Beck, 2011), Art 35, para 39; Schwenger, *supra note 3*, Art 35, paras 6.7.

⁹ Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 16.

¹⁰ Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 20.

¹¹ Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 14.

¹² NAI No.2319, 15 October 2002, CISG-Online 740 (780).

¹³ Stefan Kröll, *supra note 8*, Art 35, paras 80.81.

¹⁴ Bianca/Bonell-Bianca, *Commentary on the International Sales Law*, (Milano: Giuffrè, 1987), Art 35, note 2.5.1.

¹⁵ Schlechtriem, “The Seller’s Obligations under CISG”, *International Sales*, (Matthew Bender, 1984), Ch. 6, pp.6-21.

¹⁶ Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 16.

¹⁷ Folsom, Gordon & Spanogle, *International Business Transactions in a Nutshell, 3rd ed.*, (West Group, 1988), p.87.

¹⁸ Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 17; Bianca, *supra note 15*, Art 35, para 2.5.1 and para 3.2; 尚、この三つの例外は、ムール貝事件 (*supra note 1*) に由来している。

¹⁹ Schlechtriem, *supra note 15*, pp.6-21; Schlechtriem, “50 Years of the Bundesgerichtshof, A Celebration Anthology from the Academic Community”, *Uniform Sales Law in the Decisions of the Bundesgerichtshof*, (2001), at n.89.

²⁰ Schlechtriem, *supra note 19*, at n.85.

²¹ Schwenger, *supra note 3*, Art 42, para 10.

²² Honnold/ Flechtner (editor), *Uniform Law for International Sales under the 1980 United Nations Convention, 4th edition*, (Kluwer Law International, 2009), Art 35, para 225.

²³ 志馬康紀「買主国の公法的規制と物品の性状

- CISG35条 –」『国際商取引学会年報』13号 (2011) 85頁。
- ²⁴ Commentary on the Draft Convention on Contracts for the International Sale of Goods, Prepared by the Secretariat, UN Doc. A/CONF. 97/5(1979), Art 40, No 6.
- ²⁵ Schwenger, *supra note 3*, Art 42, para 15.
- ²⁶ CLOUT No.477; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/030227a3.html>.
- ²⁷ Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 16, note 94.
- ²⁸ Hof 's-Gravenhage, Case No.99/474; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/030423n1.html>.
- ²⁹ CLOUT No.123; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/950308g3.html>.
- ³⁰ Schlechtriem, *supra note 19*, at n.89.
- ³¹ Martin Karollus, “Judicial Interpretation and Application of the CISG in Germany 1988-1994”, *Cornell Review of the Convention on Contracts for the International Sale of Goods (1995)*, pp.67-68.
- ³² Honnold/ Flechtner (editor), *Uniform Law for International Sales under CISG, 4th edition*, (Kluwer Law International, 2009), Art 35, para 225.
- ³³ Harry M. Flechtner, “Funky Mussels, a Stolen Car and Decrepit Used Shoes: Non-Conforming Goods and Notice thereof under the United Nations Sales Convention (“CISG”)”, *Boston University International Law Journal (Spring 2008)*, p.11.
- ³⁴ <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/990427n1.html>.
- ³⁵ Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 17, note 104.
- ³⁶ CLOUT No.606; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/000302s4.html>.
- ³⁷ CLOUT No.426; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/000413a3.html>.
- ³⁸ Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 47.
- ³⁹ Larry A. DiMatteo et al., “The Interpretive Turn in International Sales Law: An Analysis of Fifteen Years of CISG Jurisprudence”, *34 Northwestern Journal of International Law & Business (Winter 2004)*, p.395, at n.590.
- ⁴⁰ Willibald Posch & Thomas Petz, “Austrian Cases on the UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods”, *6 Vindobona Journal of International Commercial Law and Arbitration (2002)*, 1-24, at 15-16.
- ⁴¹ District Court Ieper No.A.R. 318/00; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/020218b1.html>.
- ⁴² Schwenger, *supra note 3*, Art 79, para 37.
- ⁴³ CLOUT No.774; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/050302g1.html>.
- ⁴⁴ Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 14.
- ⁴⁵ Schlechtriem, “Compliance with local law; seller’s obligations and liability, Annotation to German Supreme Court decision of 2 March 2005 [VIII ZR 67/04]”, (n.p.,2005).
- ⁴⁶ CLOUT No.752; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/060125a3.html>.
- ⁴⁷ Rb Rotterdam 295401/HA ZA 07-2802; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/081015n2.html>.
- ⁴⁸ Court of Appeal of New Zealand, No. C A545/2010 [2011] NZ C A 340; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/110722n6.html>.
- ⁴⁹ LG Ellwangen, 1 KfH O 32/95; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/950821g2.html>.
- ⁵⁰ Robert Koch, “The Concept of Fundamental Breach of Contract under CISG”, *Pace Review of Convention on Contracts for International Sale of Goods (1998)*, p.236.
- ⁵¹ Larry A. DiMatteo et al., “The Interpretive Turn in International Sales Law: An Analysis of Fifteen Years of CISG Jurisprudence”, *34 Northwestern Journal of International Law & Business (Winter 2004)*, p.397.
- ⁵² Schwenger, *supra note 3*, Art 35, para 17, note 106.

- ⁵³ CLOUT No.202; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/950913f1.html>.
- ⁵⁴ Schmidt-Kessel/Schlechtriem&Schwenzer, *supra note 3*, Art 8, para 16.
- ⁵⁵ CLOUT No.170; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/951012g1.html>.
- ⁵⁶ CLOUT No.150; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/960123f1.html>.
- ⁵⁷ Robert Koch, “The Concept of Fundamental Breach of Contract under CISG”, *Pace Review of Convention on Contracts for International Sale of Goods (1998)*, p.242.
- ⁵⁸ Schwenzer, *supra note 3*, Art.35, para 9.
- ⁵⁹ Rb's-Hertogenbosch, 9981/HAZA 95 -2299, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/981002n1.html>.
- ⁶⁰ CLOUT No.418; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/990517u1.html>.
- ⁶¹ Schlechtriem, “Conformity of the goods and standards established by public law Treatment of foreign court decision as precedent”, translated by André Corterier, *Praxis des Internationalen Privat- und Verfahrensrechts (1999)*, pp.388-390.
- ⁶² Harry M. Flechtner, *supra note 33*, p.9.
- ⁶³ Ri Jingchuzi No.29 (1997); <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/991217c1.html>.
- ⁶⁴ Supreme Court of Western Australia [2003] WASC 11; <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/030117a2.html>.
- ⁶⁵ Lisa Spagnolo, “Ginza Pte Ltd v Vista Corp Pty Ltd”, *10 Melbourne Journal of International Law (2009)*, p.185.
- ⁶⁶ Schmidt-Kessel/Schlechtriem&Schwenzer, *supra note 3*, Art 9, para 12.
- ⁶⁷ FAO&WHO, “The Codex achievement”, *Understanding the Codex Alimentarius, Third Edition*, (FAO&WHO, 2006), p.3.
- ⁶⁸ 山下一仁（編）『食の安全と貿易——SPS協定の法と経済分析』（日本評論社・2008年）143頁；FAO&WHO, “Codex General Standard for Food Additives”, *Codex Stan192-1995 Rev.7-2006*.
- ⁶⁹ FAO&WHO, “Codex and international food trade”, *Understanding the Codex Alimentarius, Third Edition*, (FAO&WHO, 2006), p.29.
- ⁷⁰ 志馬康紀・前掲論文（注23）77頁。
- ⁷¹ 東京高判平成12・2・9判時1749号157頁。

（ちょう ちょう 北海道大学法学研究科修士課程修了）

